

ジャドママークの使用に関する規則

(総則)

第1条 公益社団法人日本通信販売協会（以下「本会」という。）は、本会のシンボルマークであるジャドママークの使用に関して必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本規則は、ジャドママークに関する運用及び使用方法を定め、本会の名義及びジャドママークを広く一般消費者に周知することにより、悪質な非会員との差別化を図るものとする。

(使用資格)

第3条 本会の会員のうち、正会員のみがジャドママークを使用することができる。

- 2 正会員は、正会員の権利を取得し、本会事務局よりジャドママークの清刷またはデータファイルを送付されたときからジャドママークを使用することができる。
- 3 賛助会員は、ジャドママークを使用することができない。

(使用範囲)

第4条 正会員は、通信販売の広告媒体にジャドママークを使用することができる。

- 2 正会員は、ジャドママークを広告媒体以外に使用することができない。
- 3 正会員は、事務局より送付するジャドママークの清刷または、ジャドママークのデータファイルからロゴを正確に複写し、原則として「公益社団法人日本通信販売協会会員」との文言と一体化して使用することとする。
- 4 正会員は、ジャドママークの使用に際して、本会へ届け出た正式な事業者名を列記するものとする。
- 5 本会は、ジャドママークの使用に関して別に遵守事項を定めることができる。

(表示の制限)

第5条 ジャドママークの使用に際しては、会員であることの表示以外は認められないものとする。ただし、本会が特に付記する文言を依頼したときはこの限りではない。

- 2 正会員は、商品、権利及び役務や広告内容等を本会が認定を与える、または保証するような表現を用いるなど、一般消費者に対して誤認、誤解を与えるおそれのある表現をしてはならない。

(使用停止)

第6条 本会を退会した者は、速やかにジャドママークの使用を中止し、ジャドママークに関する資料を本会に返還し、およびデータファイルを削除しなければならない。

(使用状況の調査)

第7条 本会は、会員によるジャドママークの使用状況について、本規則が遵守されているか、調査することができる。

- 2 会員は、前項の規定による求めがあったときは、正当な理由もなく、これを拒んではならない。
- 3 本条1項の調査によって、本規則の違反があったときは、会員は本会の指示に従わなければならない。

(条項の解釈)

第8条 本規則について解釈上疑義が生じたときは、本会と会員が協議の上、決定する。ただし、協議が整わないときは、会員は本会の意見に従わなければならない。

附則

- 1 ジャドママークに係る商標権等の権利は、本会が保有している。
- 2 本規則は、公益社団法人の設立登記の日から施行する。
- 3 平成18年4月1日の附則はこれを廃止する。
- 4 平成30年7月12日改正

[第4条第5項に基づき定める遵守事項]

正会員は、ジャドママークを使用するときは、事務局より送付された清刷または、ジャドママークのデータファイルからロゴを正確に複写して使用するとともに、次の事項を遵守するものとする。

- 1 ジャドママークは、一般消費者向けの通信販売の広告媒体にのみ使用すること。
- 2 ジャドママークは、清刷の最小サイズよりも、原則として縮小して使用しないこと。
- 3 文字は、原則として、清刷の最小サイズ(5ポイント)より以下のポイントに縮小して使用しないこと。